

27宗監第19号
平成27年4月17日

様

宗像市監査委員 佐藤光俊
宗像市監査委員 小田英俊

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成27年2月16日付けで提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行いましたので、その結果を別紙のとおり通知します。

添付書類

- 1 住民監査請求にあたり請求人が提出した宗像市職員に対し措置を求めた請求書
- 2 請求人が宗像市職員に対し措置を求めた請求書に添付した事実を証する書面
- 3 請求人による口頭意見陳述の際に提出した書面「監査請求の聴取に対する意見」

住民監査請求に基づく監査の結果について

株式会社サニックスに所属するラグビー部「宗像サニックスブルース」に関連した2件の支出に係る地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は下記のとおりである。

記

第1 請求の内容

1 請求人

氏名

住所 宗像市

2 請求書の提出日

平成27年2月16日

3 求める措置の内容

平成26年度に宗像市が執行した2件の支出が違法もしくは不当であるとして請求人が提出した宗像市職員に対し措置を求めた請求書（以下「措置請求書」という。）及びその内容について事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）並びに請求人による口頭意見陳述及びその際に提出した書面「監査請求の聴取に対する意見」（以下「意見書」という。）の内容に基づき、本件請求において対象となる財務会計上の行為（以下「対象行為」という。）及び請求人が求める措置の内容については次のとおりである。

(1) 対象行為

株式会社サニックスに所属するラグビー部である「宗像サニックスブルース」に関連した2件の支出

ア 宗像サニックスブルース名称変更負担金（以下「名称変更負担金」という。）

イ 宗像サニックスブルース市民応援団（以下「市民応援団」という。）の事務局経費

(2) 対象行為の支出日、支出額及び相手方

ア 名称変更負担金

平成26年9月18日

10,000,000円、株式会社サニックス

イ 市民応援団の事務局経費

支出日、支出額、相手方いずれも不明

(3) 対象行為を違法もしくは不当とする理由

ア 名称変更負担金

民間の1団体に対して支出する負担金として、他の民間団体と比較して多額であり、また、この負担金の支出について、宗像市の重要な機関である庁議にも諮られていない。

名称変更負担金について、宗像市は、宗像サニックスブルースがチームの名称を変更することは宗像市の知名度向上に役立つと断定して負担金を支出しているが、宗像サニックスブルースはジャパンラグビートップリーグから降格し、広告塔としての出番が減少することは否めず、当初の目的に齟齬が生じている。

地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とした自治法の趣旨に反しており、不当である。

イ 市民応援団の事務局経費

宗像市が宗像サニックスブルースを応援するための組織として市民応援団を設立し、その事務局を宗像市市民協働・環境部 文化・スポーツ推進課（平成27年4月1日に名称を「市民協働環境部文化スポーツ課」に変更している。以下「文化スポーツ課」という。）に置いているが、公務中に民間団体である市民応援団の業務を行うことは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第30条に規定された「職務の根本基準（サービスの根本基準）」に反しており、不当である。

(4) 求める措置

ア 名称変更負担金10,000,000円の返還

イ 市民応援団の事務局経費の返還

ウ 市民応援団事務局の市庁舎外への移転

(5) 措置の対象とされた職員

宗像市長 谷井博美

第2 監査の実施

1 請求の要件審査と受理

審査した結果、本件請求は自治法第242条に規定された要件を具備しているものと認めた。請求の内容については、次の2点の疑義が生じたが、請求人による口頭意見陳述と監査の実施により確認できるものと判断し、請求人に措置請求書の補正を求めることなく、平成27年2月20日に請求の受理を決定した。

(1) 事実証明書にある「平成26年度宗像サニックスブルース市民応援団予算書」には、宗像市負担金として1,000,000円の記載があるが、請求人が措置の対象として意図しているかが判然としない。

(2) 措置請求書及び事実証明書から、市民応援団の事務局経費の支出金額及び支出先を特定できない。

2 請求人による口頭意見陳述と疑義の確認

(1) 証拠の提出と口頭意見陳述の機会の設定及び実施

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年2月25日に請求人による証拠の提出と口頭意見陳述の機会を設け、同日、請求人の意見を聴取した。

また、その際、請求人から意見書が提出されたが、これについては、請求人の主張を補完する書面として認め、受理した。

なお、この時、新たな証拠は提出されなかった。

(2) 口頭意見陳述において聴取した請求人の主張

請求人は意見書を読むことで、自らの主張を陳述した。

(3) 要件審査において生じた疑義の確認

要件審査において生じた2点の疑義のうち、市民応援団負担金として支出した1,000,000円を監査の対象とするかどうかについては、監査委員から請求人に確認して回答を得た。その要旨は次のとおりである。

【請求人からの回答の要旨】

宗像市が市民応援団に支出した1,000,000円の市民応援団負担金については、不当な支出であるとは考えておらず、本件請求の対象とはしていない。

また、措置請求書において、市民応援団の事務局の市庁舎外への移転を求めた点については、民間団体である市民応援団の業務を公務中に行っていることが地公法第30条の職務の根本基準（サービスの根本基準）に反する行為であると考えており、宗像市役所内に事務局を置かなければ、公務中に民間団体の業務を行うような状況は発生しないと考えたからである。

3 監査の対象事項

請求人が提出した措置請求書及び事実証明書並びに意見書、また、これらと請求人による口頭意見陳述で確認した内容を基に監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 名称変更負担金

ア 名称変更負担金を支出したことの適否

イ 名称変更負担金の額の妥当性

(2) 市民応援団の事務局の設置に係る業務の実施

ア 市民応援団の事務局業務を公務中に実施することの適否

イ 特定企業のスポーツ団体を支援することの適否

ウ 事務局経費の範囲と経費の支出状況

(ア) 市民応援団負担金に応援団の事務局経費が含まれていないか

(イ) 市民応援団の事務局業務の範囲と業務量の把握

(ウ) 事務局経費の負担割合（宗像市・宗像サニックスブルース）の協議・検討の有無

4 監査の対象課及び関係する課

対象行為の支出負担行為及び支出命令の所管である文化スポーツ課及び対象行為の支出を審査した宗像市会計課（以下「会計課」という。）を監査の対象課とした。また、職員の服務について所管する宗像市総務部人事課（以下「人事課」という。）を関係課とした。

5 提出を求めた書類

対象課及び関係課に対して次の書類の提出を求めた。また、それに対する提出状況等については次のとおりである。

(1) 提出された書類

ア 文化スポーツ課

- (ア) 名称変更負担金に関する書類
- (イ) 宗像サニックスブルースのチーム情報に関する書類
- (ウ) 宗像サニックスブルースファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）の活動内容、規約に関する書類
- (エ) 宗像サニックスブルースとの連携協定に関する書類
- (オ) 市民応援団の事務局に関する書類
- (カ) 市民応援団負担金に関する書類
- (キ) ファイル名「財団法人サニックススポーツ振興財団 減額等申請書」、「スポーツ推進 企業スポーツ支援」及び「スポーツ推進 協定書」

イ 会計課

次の支出負担行為兼支出命令書の写し

- (ア) 宗像サニックスブルース名称変更負担金
- (イ) 宗像サニックスブルース市民応援団負担金
- (ウ) 文化スポーツ課の事業費から支出されたもののうち、宗像サニックスブルースに関連していると考えられる7件の支出

ウ 人事課

- (ア) 文化スポーツ課職員の出勤と退庁の記録及び時間外勤務命令簿
- (イ) 職員の服務と公務の原則に関する資料

(2) 書類が存在しないと回答されたもの（文化スポーツ課）

- ア 文化スポーツ課と宗像サニックスブルースファンクラブ事務局（以下「ファンクラブ事務局」という。）の連携協議会に関する書類
- イ 担当職員の業務に占める市民応援団事務局業務の割合に関する書類

(3) 求めた書類の特定ができなかったもの（文化スポーツ課）

市民応援団の事務局業務が公務であることの根拠資料または、公務中に市民応援団の事務局業務を行うことについて宗像市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成15年宗像市条例第30号）に基づく申請書類

6 対象課への事情聴取

平成27年4月7日に文化スポーツ課の職員から事情を聴取した。

なお、提出された書類を調査した結果、会計課及び人事課に対しては事情聴取の必要がないと判断した。

第3 監査の結果

1 提出書類により確認した内容

(1) 宗像サニックスブルース

宗像サニックスブルースは、福岡市博多区に本社を置く株式会社サニックスに所属するラグビー部である。宗像サニックスブルースはもともと「福岡サニックスブルース」と称していたが、平成26年4月29日に名称を宗像サニックスブルースに変更している。

(2) ファンクラブとファンクラブ事務局

ファンクラブは宗像サニックスブルースの応援・支援を通じてラグビー競技の普及、知識向上、会員相互の親睦を深めることを目的とした団体である。また、ファンクラブ事務局は、株式会社サニックスが設立したファンクラブを運営する組織で、ファンクラブの会員を募り、その会員に対して特典を提供するなどのサービスを行っている。

(3) 宗像サニックスブルース及びファンクラブ事務局と宗像市の関わり

ア 連携協力に関する協定書の締結

宗像市は、平成17年9月7日に福岡サニックスブルースとの間で「宗像市と福岡サニックスブルースとの連携協力に関する協定書」において協定を締結している。また、それを継続する形で、平成26年4月29日に宗像サニックスブルースとの間で「宗像市と宗像サニックスブルースとの連携協力に関する協定書」（以下「連携協定書」という。）において協定を締結している。

イ 連携の内容と連携体制

連携協定書に記載された連携の内容は次のとおりであり、福岡サニックスブルースとの協定締結当初からその内容に変わりはない。また、現行の連携協定書において、宗像市にあっては文化スポーツ課が、宗像サニックスブルースにあってはファンクラブ事務局が所管となり、連携事業を円滑に進めるために双方の職員等からなる連携協議会を設置し、連携事業の詳細を協議するとされており、それぞれが取り組むべき内容を具体的に記した連携事業細目が存在する。そして、その中に宗像市が取り組む事項の一つとして、市民応援団を設立することが明記されている。

【連携の内容】（連携協定書第4条）

（ブルース）

- ・市のPRに関すること
- ・市民のスポーツ活動への支援に関すること
- ・青少年の健全育成の支援に関すること
- ・その他地域貢献活動に関すること

(市)

- ・ブルースへの市民応援活動に関すること
- ・ブルースと市民との交流に関すること
- ・ブルースの地域貢献活動への支援に関すること
- ・その他ブルースの市民周知に関すること

ウ 連携協議会における協議内容と記録

連携事業に係る協議の状況を確認するため、文化スポーツ課に連携協議会に関する書類の提出を求めたが、書類が提出されなかった。その理由として、通常の事務打ち合わせを行っており連携協議会を開催していない旨の回答を受けた。

(4) 宗像サニックスブルースの名称変更とそれに要した費用の負担

ア 宗像サニックスブルースの名称変更

宗像サニックスブルースはもともと福岡サニックスブルースと称していたが、宗像サニックスブルースのマスメディアへの露出が、市の知名度向上につながると考えた宗像市と宗像市への地域貢献と地域密着を図りたいとする宗像サニックスブルースの思惑が一致し、名称変更に至っている。

イ 名称変更に伴う経費の算定と宗像市への負担金の請求

名称の変更にあつては、株式会社サニックスが見積もりを行い、概算で総額25,385,000円となっている。また、名称を「福岡」から「宗像」に変更したために必要となつたチームウェアの作成費に相当する10,000,000円を宗像市の負担分として請求している。

ウ 名称変更負担金に関する書類

文化スポーツ課から提出された名称変更負担金に関する書類は、請求人が提出した事実証明書と同じものであつた。

名称変更負担金の負担の意図と予算化に向けた準備の流れは、事実証明書からもわかるように、宗像市は、10,000,000円の名称変更負担金が公式戦等で使用するウェアの作成費相当であることを確認した上で、マスメディアへの露出が宗像市の知名度向上につながる部分であると認識し、平成26年度予算に名称変更負担金として10,000,000円を計上している。

エ 名称変更負担金の支出に関する書類

名称変更負担金10,000,000円の支出に係る支出負担行為兼支出命令書の写しを確認したところ、支出額に応じた決裁権者が決裁しており、適正に処理されている。

(5) 市民応援団と市民応援団事務局

ア 市民応援団の設立と活動内容

市民応援団は宗像市長を会長とする任意の団体で、平成26年7月11日に設立総会を開催して組織されており、宗像サニックスブルースの活動支援とともに、宗像サニックスブルースが宗像市民にとって「おらがまち

のチーム」となることで、宗像市民の連帯向上と地域のにぎわいの創出に貢献することを目的としている。

また、これを達成するための活動内容を次のとおり定めている。

【活動内容】（宗像サニックスブルース市民応援団規約第4条）

（活動内容）

- ・ブルースの公式戦等の応援及び観客の動員支援
- ・ブルースの公式戦等の広報支援
- ・ブルースと団員を結ぶ交流及び親睦
- ・その他本会の目的を達成するために必要な活動

イ 市民応援団事務局の設置と業務内容

市民応援団に事務局を設け、文化スポーツ課が担当している。また、3人の職員が業務にあたっており、具体的な業務内容は次のとおりである。

【宗像サニックスブルース市民応援団事務局の業務】

（宗像サニックスブルース市民応援団設立総会次第添付書類）

- 1 宗像サニックスブルースの公式戦7試合の応援企画
 - ①バスの手配、チケット依頼等
 - ②広報誌掲載（バスツアーの実施について募集記事、試合結果等）
- 2 壮行会の企画（選手との交流会実施に伴う準備）
- 3 会計業務

ウ 市民応援団とファンクラブ事務局の関係

市民応援団とファンクラブ事務局の目的として記載されている内容は異なっているが、どちらも宗像サニックスブルースに対する宗像市民の認知度向上とファンの獲得・拡大であると考えられる。そのため、両者は互いに連携することとなっている。

エ 市民応援団負担金と市民応援団の事務局経費の関係

市民応援団負担金に市民応援団の事務局経費が含まれていないかを確認するため、市民応援団負担金の支出状況を確認したが、市民応援団負担金に市民応援団の事務局経費は含まれていなかった。また、会計課に提出を求めた市民体育事業費に係る7件の支出負担行為兼支出命令書についても確認したところ、いずれも市民応援団の事務局経費に該当しないものであった。

（6）市民応援団事務局の業務と公務の関係

ア 文化スポーツ課

市民応援団事務局の業務が公務であることの根拠書類を文化スポーツ課に求めたところ、提出された書類の中から、市民応援団事務局の業務が公務であることの根拠書類を確認できなかった。そのため、この点については、文化スポーツ課への事情聴取において確認した。

イ 人事課

人事課に職員のサービスと公務の原則に関する資料の提出を求めたところ、公務として認められる業務の範囲と職務専念義務の捉え方に関する資料

が提出された。その内容は次のとおりである。

- (ア) 公務として認められる業務の範囲については、自治法第2条第2項に規定された地方公共団体が処理すべき地域における事務に該当するか、つまり、住民全体の利益を増進する内容といえるかであるが、これについては、何が住民全体の利益であるかということは社会の実態に即して判断されなければならないもので、その時々、政治的、経済的、社会的状況と住民の価値観を前提として具体的に決定されるものと解されている。また、これを政策として判断する責任を負うのは地方公共団体の議会であり、長その他の執行機関である。
- (イ) 地方公共団体が博覧会や展示会を共催や協力するような場合についても、地方公共団体の権限ある機関が適法にその共催や協力を決定した限り、その事務は職員がなすべき責を有する職務であると解されている。
- (ウ) 職務上の命令に従う義務について、地公法第32条において、「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定されている。また、この場合の上司の職務上の命令について、職務命令に重大かつ明白な瑕疵がある場合には命令に従う義務はなく、命令に従ってはならないが、逆に、職務命令に取消しの原因となる瑕疵があるにとどまるとき、あるいは有効な命令か疑義があるに過ぎないときは、職務命令は有効である推定を受け、職員にはその命令が権限ある機関によって取り消されるまでは、その命令に従う義務があるとされている。
- (エ) 職務専念義務については、地公法第35条において、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定されており、職務上の命令に従う義務とともに最も基本的な職務遂行上の義務の一つとされている。

2 監査委員が調査、確認した内容

監査対象事項の適否もしくは妥当性を判断するため、提出書類により確認できなかった点を調査し、確認した内容は次のとおりである。

(1) 名称変更負担金を支出したことの適否

ア 負担金とは、特定の事業について地方公共団体が当該事業から特別な利益を受けることに対して、その事業の経費の全部または一部の金額を支出する場合のものである。

イ 宗像市議会の平成18年第3回定例会において、宗像市内にあるJR九州の駅名変更に係る議論の中で、駅の名称を変更する場合には、宗像市にも応分の費用負担が生じることを前提とした議論がなされている。

ウ 第1次宗像市総合計画後期基本計画において、企業スポーツとの連携について示す中で、企業が行うスポーツ活動を宗像市の「おらがチーム」として多くの宗像市民が応援することで、市民の一体感の醸成を図ることを目指すとしている。また、本計画策定段階で行われた市民意見提出手続（パブリックコメント）を見ても、この内容に対する反対や疑問の意見は見られない。

エ 宗像市議会の平成26年第2回定例会において、宗像市長が示した施政方針において、名実ともに宗像市民にとって「おらがチーム」となった宗像サニックスブルースに対し、それまで以上に支援するとしている。

オ 庁議の位置づけと市民応援団の設置に向けた検討

請求人が措置請求書において記載する「庁議」とは、宗像市庁議等に関する規程（平成15年宗像市訓令第1号）において定めた会議のうちの一つであり、そこでの審議事項は市政の基本方針、政策及び重要施策に関する事項等、宗像市として最も重要な案件を検討する場である。

平成25年度以降の庁議の記録を確認したところ、宗像サニックスブルースとの連携または支援に係る内容が記録されているものは、平成26年5月9日開催分と平成26年7月11日開催分の2件であり、その内容は次のとおりである。

（ア）平成26年5月9日開催分（週間業務報告、宗像市長分）

平成26年4月29日に福岡サニックスブルースを宗像サニックスブルースと名称変更した。市民応援団を作ることを約束している。

（イ）平成26年7月11日開催分（三役週間報告・予定表）

平成26年7月11日、宗像サニックスブルース市民応援団設立総会（宗像市長、副市長）

（2）市民応援団の事務局業務を公務中に実施することの適否及び事務局経費の支出の適否

ア スポーツの振興に関する法律

スポーツの振興に関する法律にスポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「基本法」という。）がある。これは、それまでのスポーツ振興法（昭和36年法律第141号。以下「振興法」という。）を改正したものである。

振興法においては、スポーツ推進の目的は競技・運動を行うことによる心身の健全な育成であり、スポーツの振興に関する施策は営利のためのスポーツを振興するためのものではないとして、プロスポーツや企業スポーツを支援の対象外とし、一般市民のスポーツとトップアスリートのスポーツは別と捉えていた。

しかし、基本法においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとして、スポーツをするだけでなく、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポ

ーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならないとされ、プロスポーツや企業スポーツを含むスポーツ団体、国や地方公共団体の双方に責務が設けられている。

地方公共団体による企業スポーツへの支援と相互連携による相乗効果を狙った内容となっている。法改正過程の中で、プロスポーツの存在価値と国民や地方公共団体に与える効果は高く評価されており、プロスポーツや企業スポーツと国や地方公共団体の連携が強く求められている。

詳しくは、「基本法」、「スポーツ立国戦略」（平成22年8月26日文科科学省）、「スポーツ基本計画」（平成24年3月30日文科科学省）を参照されたい。

イ 地方公共団体による企業スポーツ支援の現状と課題

プロスポーツが地域にもたらす価値とその公共性に関するその他の調査・研究においては、次のように評価されている。

なお、参考とした研究資料は「スポーツビジネスを核とした地域活性化フィジビリティ調査報告書」（平成22年3月経済産業省関東経済産業局）、「プロスポーツチームの活用と支援のあり方に関する調査研究」（宇都宮市市政研究センター研究報告）、「地域密着型スポーツの意義と可能性」（一般財団法人地域活性化センター 情報誌「地域づくり」第303号）である。

（ア）プロスポーツが地域にもたらす価値

プロスポーツは地方公共団体の知名度向上やPR効果の面で価値があり、地域住民の連帯感向上効果、コミュニティの核となりえる要素でもある。

（イ）現状と地方公共団体における課題

プロスポーツが地域にもたらす効果は複数の調査や研究の報告において認められており、プロのスポーツ団体に職員を派遣して連携の強化を進める地方公共団体が存在するなど、地方公共団体の実情に合わせた関係構築が進んでいることが分かったが、一方、プロスポーツが地域にもたらす効果を数値化したものが少ないため、スポーツ団体を支援することについて住民の理解が得られていることが前提となる地方公共団体としては、依然として積極的に支援しづらい状況にあることも伺える。地方公共団体として、今後どのようにして住民の理解を得ていくかが課題となっている。

ウ 他の地方公共団体における企業スポーツ支援の状況

（ア）他のラグビーチームに対する地方公共団体の支援の状況

宗像サニックスブルースと同じ、2014年シーズンジャパンラグビートップリーグに所属する他のラグビーチームに対する地方公共団体の支援状況を調べたが、調査した限りでは地方公共団体から支援を受けている情報は確認できなかった。

(イ) 他の地方公共団体における企業スポーツへの支援の状況

プロサッカーチームにおいては、地方公共団体との連携や地方公共団体からの支援の事例が複数存在し、例として、地域イベントへの参加やスポーツ教室の開催、チームの知名度を利用した地方公共団体のPR活動などが挙げられている。調査した中では大分市の事例が宗像市の状況に類似した例であった。

3 事情聴取により確認した内容

監査の対象事項に関して文化スポーツ課の職員から聴取した内容は、次のとおりである。

(1) 市民応援団の事務局業務が公務であることの根拠

宗像市と宗像サニックスブルースとの間で締結した連携協定である。また、基本法において企業スポーツへの支援が認められており、企業スポーツ団体を含む、スポーツ団体との相互連携を図ることが国及び地方公共団体の責務として明記されている。

平成22年度からの宗像市スポーツ振興計画にも事業として明記されている。

(2) 市民応援団事務局の業務内容と業務量

市民応援団事務局の業務は、九州管内における宗像サニックスブルースの試合の応援バスツアーの企画・募集・申込受付・運行管理（バス同乗）である。業務量はバスツアーの募集締め切り間近の時期で、その日のうち1時間～2時間が必要となるが、他の業務と並行して携わっており、事務局業務がそれほど大きな割合であるとは認識していない。

(3) 名称変更費用の支出

名称変更負担金については庁議に提案すべき特別な案件であるという認識はなく、通常業務としての予算要求手続きを行ったものである。また、予算が成立していたことから、請求を受けて、支出負担行為兼支出命令書を起票して負担金を支出している。

(4) 宗像サニックスブルース及び市民応援団への支援

バスツアーについては他の地方公共団体における事例を参考に実施している。基本法の内容から見ても問題はないと考えている。

また、名称変更負担金は名称変更による宗像市のPR効果を見込んでの支出で、JFL（日本フットボールリーグ）における1年間のユニフォームの広告料の相場と比較して検討した。ラグビーはメジャースポーツではないが、この費用は1回限りのものであり、10,000,000円が相場と乖離した額であるとは考えていない。

(5) 宗像サニックスブルースを支援することに対する住民の理解

平成25年度に実施した宗像市民アンケートにおいて、スポーツ観戦した人が何の競技を観戦したかを確認した結果では、ラグビーは、野球、サッカーに次ぐ3位であった。マイナースポーツであるという認識を持っている。

(6) 市民応援団の活動への支援

将来は、市民応援団を他の組織に引き継ぎたいと考えているが、当面は、下地づくりのために宗像市としてリードしていく必要があると考えている。5、6年程度は支援を継続する考えである。

4 判断

(1) 名称変更負担金

名称変更負担金を支出したことについては、以上のことから問題はないものと判断する。

福岡サニックスブルースが宗像サニックスブルースにチームの名称を変更した目的は宗像への地域貢献と地域密着を図るためであるが、事情聴取で確認したところ、名称変更以前から宗像市が応援の企画を行っており、名称変更によってそれまで以上のメリットが宗像サニックスブルースにあったとは受け取れない。一方、宗像市は、宗像サニックスブルースに名称を変更することで、宗像市の知名度向上の機会を得た。さらに、住民により高いレベルのスポーツを身近に感じさせられること、市民応援団の活動を通じて住民連帯の強化を図れることなど、多くのメリットが期待できる。

このような事情を考慮すれば、宗像サニックスブルースの名称変更は宗像市に利益をもたらすものであり、名称変更負担金は特定の事業から利益を受けることに対して支払った経費として認められる。

また、名称変更負担金の額の妥当性については、まず、請求人がいう他の民間団体への支援と比較して多額であるという点について、具体的に比較した団体や金額が不明であり、かつ、その団体が受ける支援が一過性のものか、継続的なものかも判然とせず、比較検討の対象とすることはできない。

負担の内訳は公式戦等で使用するウェアの作成費に限定されたもので、その宣伝効果を見込んでおり、根拠なく算定されたものではない。また、宗像サニックスブルースが、必ずしも名称の変更を必要としていないにもかかわらず、宗像市よりも多額の負担をしており、宗像市が一方的に不当な額を負担しているというものでもない。さらに、宗像サニックスブルースの名称変更は、宗像市の第1次宗像市総合計画後期基本計画において示した宗像市と企業スポーツの連携のあり方に沿っており、その負担金については、適正に議会の議決を経て予算化されており、宗像市民の理解を得たものとみなされる。以上のことから支出した金額が不当であるとは言えない。

(2) 市民応援団の事務局の設置に係る業務の実施と経費の支出

基本法の趣旨から、まず、宗像市がプロスポーツや企業スポーツを支援することに問題はないと判断する。むしろ、プロスポーツ団体と協定を締結し、連携を強化すること、また、その関係を活用し、住民により高いレベルのスポーツに接する機会を増やしていこうとすることは法の趣旨とも合致する。

また、宗像市と宗像サニックスブルースとは連携協定を締結しており、その中の連携事業細目において、市民応援団の設立は宗像市が取り組む事項と

して位置づけられている。連携事業を円滑に進めるために事務局業務を担うことは当然の事情である。

協定が宗像市と宗像サニックスブルースとの契約事項であると考えれば、市民応援団の事務局業務を宗像市が行うべき公務として位置づけることを否定する理由がない。

このことから、事務局職員の人件費を含む事務局運営に要する経費を公費により支出することについても問題はないと判断する。

5 結論

宗像市が宗像サニックスブルースに関連して行った2件の支出は、監査した結果、請求人が主張する違法もしくは不当な支出とは認められない。

このことから、本件請求は、理由がないものと認め棄却する。